

るという事は言ひ得ないのであります。従ひまして御質問の通り、そういうものは事業者の団体とは認めないのであります。

○多田委員 私のお伺ひしたいのは、もちろんこの法律の立法行為として、第三者がいつてゐるというふうなものでないかと、別でありますけれども、事業者が少数はいつてゐるのでも、相当程度事業者がいつてゐるのでも、相当程度事業者がいつてゐるのでも、その会社自体が構成員であつて、事業者の事業そのものについて、共通の利益を目的としてゐない。も

ちろん利潤については商法に基いて共通の利潤の追求は当然であります。事業そのものについては、共通の利益をはかることを目的にしてゐない。というふうな会社であれば、構成員が大部分事業者であつても、あるいは構成員が個人の資格において株主になつてゐるというふうな会社は、当然該当しないものとして見なしてよろしいというふうな考えでありますが、それでよろしいでしょうか。

○黄田政府委員 そういふ場合は、多く投資家としての利益を目的としてゐるというふうな場合でありまして、そういうふうなものは従ひまして事業者の団体にははからない、というふうな解釈をいたしております。

○多田委員 もう一應はつきりお伺ひしたいのですが、要するに投資家としての会社の株主になつてゐるという程度であれば、たゞその株主の職業が事業者であつても、その会社の性格が事業者を包含したものでないというふうな性格をもつた会社であれば、たゞ株主が事業者であつても、これは

事業者としてでなしに、個人としての投資をしてゐるというところに今のお話では解釈してよろしいと思ひますが、その点非常に大きな問題でありますので、はつきり御答弁を願ひます。

○黄田政府委員 つまり共通の利益といふものが、どういふものであるかといふことに附着するのではありませんけれども、同種の事業者が寄りまして共同販賣や共同加工をやるという事は、これはまさに本條に該當する事業者の団体でありますけれども、そういうものでないものは、これを事業者の団体とはみなさない、という趣旨であります。

○多田委員 よろしくござります。

○堀川委員 ほかには御質疑のある人はありませんか。

○堀川委員 大体御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

事業者としてでなしに、個人としての投資をしてゐるというところに今のお話では解釈してよろしいと思ひますが、その点非常に大きな問題でありますので、はつきり御答弁を願ひます。

○黄田政府委員 つまり共通の利益といふものが、どういふものであるかといふことに附着するのではありませんけれども、同種の事業者が寄りまして共同販賣や共同加工をやるという事は、これはまさに本條に該當する事業者の団体でありますけれども、そういうものでないものは、これを事業者の団体とはみなさない、という趣旨であります。

○多田委員 よろしくござります。

○堀川委員 ほかには御質疑のある人はありませんか。

○堀川委員 大体御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

○堀川委員 大體御質疑も盡されたと思ひますので、ただちに討論を行いたいと思ひます。御異議ありませんか。

たしますところは、いわゆるアンチ・トラストでありますので、この精神につきましても、私も全然異論はございせんけれども、各條項につきましても、先ほど申し上げた見解によりまして、相當異論があるわけでありまして、この異論のある点につきましても、今日まで、各條項におきましていろいろ審議いたしまして、またいろいろ話し合ひをいたしたのでございまして、ここに成案を得まして、各委員共同によつて修正案を提出したいと存じます。

その修正案の内容は、まず本法第四條に、次の一号を加えたいのであります。

十、前各号に掲げるものの外、公正取引委員会の認可した行為。

さらに第四條に次の二項を加えてまゐるのであります。

2 公正取引委員会は、前項第十号の規定による認可の申請があつた場合において、当該行為が私的独占禁止法の規定及び第五條第一項各号の規定に違反しないと認めるときは、これを認可することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定による認可の申請に關し必要な規則を定めることができる。

次に第五條の禁止行為の点でござい

ますが、この禁止行為の点の第一項第十六号中「第四條第八号」とありますのを、「第四條第二項第八号」に改めます。

それから第五條の第一項第十九号であります。これは削除をいたします。

次に、第六條にはいりまして、第六條の第一項第三号に次のように加えたのであります。

二 種畜法（昭和二十三年法律第

号）の規定に基いて設立された家畜登録協会

次に同條第二項を次のように改めたのであります。

2 この法律の規定は、小規模な事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成員の数が十九人をこえない場合には、これを適用しない。この場合において、小規模な事業者とは、従業者の数が二十人をこえないものをいう。

次に第八條の排除措置にはいりまして、第八條中「第五條の規定に違反する行為」とありますのを、「第四條第一項各号に掲げる許可活動の範囲をこえる行為又は第五條の規定に違反する行為」と改めます。

第九條も同様の趣旨でありまして、第一項中「第五條の規定に違反する」とあるのを、「第四條第一項各号に掲げる許可活動の範囲をこえる」と改め、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

また、第五條の規定に違反するとは、第五條の規定に違反する行為と改めます。

とで、その理由も御推察のつくことと存じますので、この場合特に陳述を省略したいと存するのであります。何とぞ各委員会におかれましては、御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○堀川委員 これによりまして、討論を終結したいと思ひます。

これより採決をいたします。まず堀川委員より提出せられた各派共同修正案につきまして採決いたします。本修正案に御賛成の諸君は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○堀川委員 起立議員。よつて本修正案は可決せられました。

次は原案について採決いたします。ただいまの修正案を除いた他の部分を原案通り可決するに御賛成の方は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○堀川委員 起立議員。よつて本修正案は可決せられました。

この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條による委員会報告書の作成については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○堀川委員 御異議なしと認めまして、さう取計らうことにいたします。

○堀川委員 次に、昨日審査いたしました請願、陳情書について決定を行います。本日の請願の日程第一、第二、第四、第六、第八、第一〇、第一二、第一四は、いずれも時局下適切と思われましますので、これを議院の會議に付して採決すべきものとなし、さらに

以上、その理由は一々申し述べませんが、大体たゞいま申し上げましたこと

とで、その理由も御推察のつくことと存じますので、この場合特に陳述を省略したいと存するのであります。何とぞ各委員会におかれましては、御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○堀川委員 これによりまして、討論を終結したいと思ひます。

これより採決をいたします。まず堀川委員より提出せられた各派共同修正案につきまして採決いたします。本修正案に御賛成の諸君は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○堀川委員 起立議員。よつて本修正案は可決せられました。

次は原案について採決いたします。ただいまの修正案を除いた他の部分を原案通り可決するに御賛成の方は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○堀川委員 起立議員。よつて本修正案は可決せられました。

この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條による委員会報告書の作成については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○堀川委員 御異議なしと認めまして、さう取計らうことにいたします。

○堀川委員 次に、昨日審査いたしました請願、陳情書について決定を行います。本日の請願の日程第一、第二、第四、第六、第八、第一〇、第一二、第一四は、いずれも時局下適切と思われましますので、これを議院の會議に付して採決すべきものとなし、さらに

以上、その理由は一々申し述べませんが、大体たゞいま申し上げましたこと

とで、その理由も御推察のつくことと存じますので、この場合特に陳述を省略したいと存するのであります。何とぞ各委員会におかれましては、御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○堀川委員 これによりまして、討論を終結したいと思ひます。

これより採決をいたします。まず堀川委員より提出せられた各派共同修正案につきまして採決いたします。本修正案に御賛成の諸君は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○堀川委員 起立議員。よつて本修正案は可決せられました。

次は原案について採決いたします。ただいまの修正案を除いた他の部分を原案通り可決するに御賛成の方は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○堀川委員 起立議員。よつて本修正案は可決せられました。

この際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條による委員会報告書の作成については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○堀川委員 御異議なしと認めまして、さう取計らうことにいたします。

○堀川委員 次に、昨日審査いたしました請願、陳情書について決定を行います。本日の請願の日程第一、第二、第四、第六、第八、第一〇、第一二、第一四は、いずれも時局下適切と思われましますので、これを議院の會議に付して採決すべきものとなし、さらに

以上、その理由は一々申し述べませんが、大体たゞいま申し上げましたこと

とで、その理由も御推察のつくことと存じますので、この場合特に陳述を省略したいと存するのであります。何とぞ各委員会におかれましては、御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

議院において採決の上は内閣に送付すべきものと認めます。その他の諸原は、すでに法制化せられたもの、あるいは行政処置済みのもの等であり、このため、これらは議院不要と認めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 さよう決定いたしました。

次は、陳情書につきましては、諸願と同趣旨のもの、または行政処置済みのものが多いので、本委員会において一應審査終了したことに止めておきたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 さよう決定いたしました。

では、お諮りいたします。諸願の採択したのについては、衆議院規則第八十六條による委員会報告書の作成については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 それではさよう決定いたします。

○堀川委員長 次に昨日決定いたしました小賣商業法案起草小委員会、仮称であります。この小委員会七名を次の通り指名いたします。

多田 勇君 福永 一臣君
笠口 晃君 林 大作君
櫻内 謙雄君 細川 八十八君
廣木田 藤五郎君
小委員長に笠口君を指名いたします。

それではこれにて散会いたします。
午後三時二十二分散会

〔参 照〕
事業者団体法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

この法律案は、戦時統制方式の全面的徹底に代るべき新統制方式の事業者団体の活動範囲及び方向を明示したものである。

先に公布施行されたい、いわゆる私的独占禁止法は、今後のわが國の経済体制の基干原則であつて、事業者団体がカルテル化し、公正且つ自由競争の拘束性を排除するところにあつた。本法は、その手段として正当な活動範囲を定め、且つ、届出制を策定しようとしたものである。その主要なる内容を含めれば次の通りである。

第一に、一切の法的結合を通過して、事業者としての共通の利益の増進を目的とする限り、本法の事業者団体に入ること（第二條）

第二に、事業者団体の成立、解散並びに定款変更等、すべて公正取引委員会に対する届出義務を規定し、その存立の状況を始終明白にしよとしたこと。（第三條）

第三に、一方においては、事業者団体の正当な活動範囲を許容活動と規定し、地方においては、逆に禁止行為を規定するとともに、許容活動の範囲の逸脱並びに一切の脱法行為に対する法的措置を規定したこと。（第四條、第五條）

第四に、本法の適用除外團體を予め明示した。その大部分は、小規模な事業者の相互扶助を

目的とする協同組合的性格を有する団体であつて、外に臨時物資需給調整法附則、開鎖機關令に基く指定団体、取引所乃至手形交換所を除外した。（第六條）

第五に、更に適用除外行為を挙げて第五條の違法阻却行為を明示した。（第七條）

第六に、第四條第一項各号の許容活動の範囲をこえる行為及び第五條の違反行為の排除措置について、その内容並びに手続を規定した。（第八條乃至第十一條）

第七に、罰則について規定し、本法違反の罪は公正取引委員会の告発を訴追要件とした。

二、議案の目的

戦時統制経済の清算に伴い、閉鎖機關令又はいわゆる独占禁止法による各種統制團體の組織変更によつていわゆる事業者団体はその進路を遮断せられたので、経済活動の不安乃至空間を早急に除去せねばならぬ。いわゆる独占禁止法は、商行為一般における自由公正競争の保全を目的としたものであるが、これだけでは事業者団体として結合した場合の事業者活動の範囲等について法的根拠なく、確固たる方針の下に自由なる経済活動ができなかつた。これは我國の経済運営に及ぼす影響は大きく、来るべく外資導入、貿易再開に処するたため國內經濟の再整備の進行中における措置として、事業者団体の正当なる活動範囲を定め、且つ、取引の公正を期するためにすべて届出制にした。

三、議案の修正議決理由

大企業整備後においてわが國産業が幾多の悪条件下に生成発展しつつあるとき、本法は、企業間の事業者団体の活動範囲が現在のわが國の特長なる企業形態に適合しなければ到底將來の發達を期待することができないので、可及的活動範囲を廣め、且つ、違反行為に対する罰則も幾分緩和する必要があるといふので、第一に、公正取引委員会の認可行為を擴張し、許容活動の範囲を廣くし、第二に、本法の適用除外者として、小規模な構成事業者の人員の十名を十九名に廣げ、第三に、公正取引委員会の「排除措置」としてその対照を禁止行為の違反だけでなく、許容活動の逸脱も追加して、その代り第五條第一項中第十九號の禁止行為を削除することにし、第四に、届出義務に関する罰則を緩和し「懲役」を削除したい。右の理由により本法はこれを別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年七月四日
商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡剛吉殿

（小字及び「は修正」）
事業者団体法案の一部を次のように修正する。

（許容活動）
第四條 事業者団体は、左に掲げる活動に限り、これを行うことがで

一 統計資料の自由意思による提供を受けること及び特定の事業者の事業に関する情報又は状態を明示することなくその資料を

二 構成事業者の事業の経営に役立ち、且つ、その属する事業分野における技術及び能率を向上させるような技術、科学又は將來の市場に関する情報を公開すること。

三 構成事業者の間に、公開的且つ無差別的に、研究又は技術若しくは科学に関する情報の自発的交換を促進すること。（第五條第三項の規定により、自然科学の研究を実施するための施設を所有し、又は経営することの認可を受けた場合において、当該施設の所有又は経営から生ずる諸利益を構成事業者に対し、公開的且つ無差別的な條件で利用させることを含む。）

四 商品の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは配分の能率の向上に対する寄與を、適當な政府機關、工業標準調査会その他一般に認められた有力な商品標準化の機關又は研究機關に自由意思により協力することのみによつて、行うこと。

五 啓蒙若しくは宣傳をし、又は構成事業者の属する事業分野の利害に關係のある事項について、当該團體の立場を明らかにする決議を行うこと。

六 構成事業者の全部又は一部から委任を受けた場合に、委任された権限の範囲内において、労働組合と団体交渉を行うこと。

七 外國における通關のため必要がある場合において、社団法人である商工會議所が、輸出品の

八 構成事業その他の者と外國の事業者との間の事業に関する紛争を仲裁し、又は解決すること。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号、以下私的独占禁止法という）第七十一條その他の規定による公正取引委員會の職務の遂行に協力すること。

十 前各号に掲げるものの外、公正取引委員會の認可した行為。
公正取引委員會は、前項第十号の規定による認可の申請があつた場合において、当該行為が私的独占禁止法の第五十四條第一項各号の規定に違反しないと認めるときは、これを認可することができる。

十一 公正取引委員會は、前項の規定による認可の申請に必要の規則を定めることができる。

（禁止行為）
第五條 事業者団体は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 原材料若しくは注文の割当その他の方法による生産若しくは配分の統制をし、又はその統制に着手すること及び原材料、商品若しくは施設の割当に関する原案若しくは計画を政府のために作成し、又はこれを政府に提出すること。

二 私的独占禁止法第四條第一項各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約又は同法第六條第一項各号の一に該当する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又はこれに参加すること。

三 構成事業者と他の構成事業者、構成事業者と顧客、資金その他の経済上の利益を供給する者、構成事業者の顧客若しくは構成事業者の競争者との間の取引を不当に拘束し、若しくは拘束する虞があり、若しくはこれらの者の間の対価を統制し、若しくは統制する虞がある契約その他の合意をし、又はこれに参加すること。

四 將來の対価、將來の販賣條件若しくは顧客の分類に関する情報の流布その他のいかなる方法をもつてするかを問わず、対価を統制し、又は決定し、その他対価に影響を與えるための行為をすること。

五 一定の事業分野における現在若しくは將來の事業者の数を制限し、又はその制限に着手すること。

六 特定の事業者を公認し若しくは推薦する表若しくは特定の事業者を排斥するための表の配布、特定の事業者の事業内容、経理若しくは信用の状態を誤り傳ふる情報の流布その他の方法により、特定の事業者に利益又は不利を與へること。

七 構成事業者に対し、その販賣、價格、取引條件、注文、在庫、生産、工場設備能力、経理、事業活動若しくは事業上の便宜に関する報告の提出を要し、又は構成事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監査し若しくは調査すること。

八 構成事業者の機能若しくは活動を制限し、又はその制限に着手すること。

九 營業用の施設を所有し、若しくは經營し、又は株式（社員持分を含む。以下同じ）若しくは社債を所有すること。

十 自然科學に関する研究を実施するための施設を所有し、又は經營すること。但し、公正取引委員會の認可を受けてこれを所有し、又は經營する場合は、この限りではない。

十一 特許権を所有し、若しくは支配し、又は特許権の實施の許諾若しくは共同利用のために施設その他の便宜を供すること。

十二 構成事業者その他の者のために購買すること。

十三 購買、販賣、生産、製造、加工、包装、荷役、保管、輸送、配分その他の營業に従事すること。

十四 構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、又は取引上の契約をすること。

十五 構成事業者その他の者のために資金を行うこと。

十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し、若しくは解決し、又はその仲裁若しくは解決に着手すること。但し、第四條第一項八号に掲げる場合を除く。

十七 不当に立法又は政府の政策に影響を與へること。

十八 注文者その他の者の依頼を受けることその他の方法により、公私の注文の入れに参加し、これを規制し、又はこれに影響を與へること。

十九 前各号に掲げるものの外、前條各号に掲げる許諾活動の範圍を超える行為。

一 構成事業者の属する事業分野における總ての事業者の当該団体への加入が、不当な條件により制限されず、且つ、その實力に照して可能であるような公正無差別な條件で開放されていること。

二 当該団体の構成事業者が比較的小数の有力な事業者に限られていることがなく、又は議決権の行使、事業活動、当該施設の所有若しくは經營から生ずる諸利益が比較的小数の有力な事業者により支配されていないこと。

三 当該団体の構成事業者が当該施設の所有又は經營から生ずる諸利益を当該団体に対する出資又は寄附金の多寡、事業規模の大小等にかかわらず利用することができること。

四 第一項第十号に規定する事項（但書を除く）に關し持株会社暨

理委員會は、相當の理由があると認めるときは、過度競争力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）の規定に基き決定指令又はその変更をもつて、期間を限り、前項各号に規定する條件についてその例外的な定をなすことができる。第一項第十号に規定する事項をその内容に含む過度競争力集中排除法の規定に基き決定指令又はその変更は同項但書に規定する認可となるものとする。

五 公正取引委員會は、第一項第十号但書の規定による認可の申請に關し必要な規則を定めることができる。

（適用除外団体）
第六條 この法律の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

一 私的独占禁止法第二十四條各号に掲げる要件を備へ、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の団体

イ 産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）
ロ 農業協同組合（明治三十八年法律第十一号）
ハ 貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）
ニ 市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）
ホ 養蚕業法（昭和二十年法律第五十七号）
ヘ 林業法（昭和二十一年法律第三十五号）
ト 商工協同組合法（昭和二十

四

371

用の施設、科学に関する研究を
実施するための施設、株式、社
債若しくは特許権を処分せず、
又は同條第七項の規定による報
告書を提出せず、若しくは虚偽
の報告書を提出した場合には、
一年以下の懲役若しくは五千元
以下の罰金又はその両者。
五 第十條の規定に違反し報告
情報若しくは資料を提出せず又
は虚偽の報告、情報若しくは資
料を提出した場合には、五千元
以下の罰金。
六 前項の違反があつた場合にお
いては、その違反の計画を知りそ
の防止に必要な措置を講ぜず、
又はその違反行為を知りその是
正に必要な措置を講じなかつた
当該事業者の理事その他の役員
若しくは管理人又はその構成事
業者（構成事業者が他の事業者の
利益のためにする行為を行うもの
である場合には、その事業者を含
む。）に対しても、前項各本号の罰
金刑を科する。
七 第一項の違反があつた場合にお
いては、法人であるとなにかにか
わらず、その事業者団体に対し
ても第一項各本号の罰金刑を科す
る。
八 前項の規定により法人でない事
業者団体を処罰する場合において
は、その代表者又は管理人がその
訴訟行為につきその事業者団体を
代表する外法人を被告とする場
合の刑事訴訟に關する法律の規定
を準用する。
九 第二項の規定は、同項に掲げる
事業者団体の理事その他の役員若

しくは管理人又はその構成事業者
が法人その他の団体である場合に
おいては、当該団体の理事その他
の役員又は管理人に、これを適用
する。
十 私的独占禁止法第九十四條、第
九十七條、第九十八條及び第九十
九條の規定は、第九條第一項にお
いて同法第四十條、第四十六條、第
四十八條第三項、第五十四條、第
六十六條第一項及び第六十七條第
一項の規定を準用する場合の違反
に、これを準用する。
十一 町村吏員に対し職務及び通勤に
必要な物資特配の請願（請願
者徳島縣全町村長会長生田和
平（坂東幸太郎君紹介）（第一五
三号）に關する報告書）
一、請願の要旨及び目的
地方町村の吏員は、毎日繁雜に
して、重要な自治事務に従事し
てゐるが、中には毎日相当の距離
から通勤している者もあり、その
能率増進のために事務服、白靴
革靴、地下足袋等、必需物資を
支給する必要がある、しかるに一
般配給はなく、副利厚生施設は貧
弱であり、待遇は悪くてこれら物
資の入手ができないので、地方町
村吏員の職務能率増進のため、こ
れら物資の特配をされたいとい
うのである。
二、請願の議決理由
地方町村吏員の職務は直接民衆
へのサービスであり、重要にして
益々多忙の傾向にあるが、その待
遇は比較的不遇である現況に鑑

み、これに充分の考慮を拂ふこと
は極めて妥當と認め、本請願はこ
れを議院の會議に付して採択すべ
きものと議決した、なお、本請願
は議院において採択の上は内閣に
送付すべきものと認める。
昭和二十三年七月四日
商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡鈞吉殿
看護衣及び看護予防衣適正配給
の請願（請願者神戸市養合区日
暮通五丁目済生会兵庫縣醫院松
村はる（福田昌子君紹介）（第二
一八号）に關する報告書）
一、請願の要旨及び目的
看護衣及び看護予防衣は、看護
婦には衛生的見地から絶対に必要
なものであるが、終戦以來配給は
全くないので支障があるのみなら
ず傳染病予防等にも考慮して速
かに公正なる配給をされたいとい
うのである。
二、請願の議決理由
看護衣及び看護予防衣の適正配
給は、衛生的見地から絶対に必要
なものであるから、一刻も早くこ
れを実施することが必要であると
認め、本請願はこれを議院の會議
に付して採択すべきものと議決し
た、なお、本請願は議院において
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡鈞吉殿

外人観光用の自動車輸入に關す
る請願（請願者東京都千代田区
九ノ内一丁目一番地日本交通公
社社長新井雅爾（高橋長治君紹
介）（第五九二号）に關する報告
書）
一、請願の要旨及び目的
日本再建に観光事業が大きな役
割をなすことは言をまたない、中
でもつとも切実に整備を要する
のは旅客自動車であるが、わが國に
おける旅客自動車中、ガソリン車
は極めて少く、到底外客の要請に
應ずることができない、つては
これが輸入に萬全の策を講ぜられ
たいといふのである。
二、請願の議決理由
観光事業はわが國産業復興に極
めて重要であると認め、本請願は
これを議院の會議に付して採択す
べきものと議決した、なお、本請
願は議院において採択の上は内閣
に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡鈞吉殿
産兒用資材特配の請願（請願者
秋田縣由利郡本莊町婦人会長本
間シナ（村上清治君紹介）（第六
五四号）に關する報告書）
一、請願の要旨及び目的
戦争以來産兒用品が市場より姿
を消してから十年、あらゆる不便
を忍んで互に助け合つて来たが、
終戦後産兒用品の配給が急ぐ不円
滑となり、殊に産兒用おむつは毎
日洗濯するものであるから全く困

難を極めてゐる、つては速かに
産兒用資材を特配されたいとい
ふのである。
二、請願の議決理由
産兒の衛生上特に配給する必要
を認め、本請願はこれを議院の會
議に付して採択すべきものと議決
した、なお、本請願は議院にお
いて採択の上は内閣に送付すべき
ものと認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡鈞吉殿
輸出包装の認識高揚並びに綜合
的主務官廳設定に關する請願
（請願者東京都中央区日本橋三
越本店東京貿易館内日本包裝協
會理事長青谷頼道外六名（川越
博君外五名紹介）（第八五六号）
に關する報告書）
一、請願の要旨及び目的
輸出貿易の振興に伴い、包装の
重要性を認識するとともに、包裝
資材、包裝規格、輸出木箱規格、
輸出包裝検査、國立包裝試驗所設
立等の基本的問題を解決し、更に
從來包裝資材の種類、被包裝品の
種別により、關係官廳が散在所に
分れてゐたような不便を除くた
め、包裝に關する綜合的主務官廳
を新設されたいといふのである。
二、請願の議決理由
包裝の重要性は固よりである
が、所管官廳が散在所に分散して
いることは能率的に不經濟である
ことを認め、本請願はこれを議院
の會議に付して採択すべきものと

衆議院議長松岡駒吉殿

を産たない、しかるに綿不織物

て実施中であるので、議院の会

いふのである。

野田實造（田中稔男著紹介）

七

一、請願の要旨及び目的

大企業整備後のわが國産業経済の再建は、中小企業育成発達の外にないので、法的並びに行政措置を以て特別に考慮して欲しいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業整備法案によりこの問題は解決した、よつて本請願は議院の会議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡駒吉殿

中小企業復興に関する請願（請願者商工協同組合中央会長豊田 雅孝×福田繁芳等紹介）（第一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大企業整備後のわが國産業経済の再建は、中小企業育成発達の外にないので、法的並びに行政措置を以て特別に考慮して欲しいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業整備法案によりこの問題は解決した、よつて本請願は議院の会議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡駒吉殿

度量衡法令中の甲種検定を地方廳に移譲の請願（請願者三條市大字西裏五十二番地一高橋藤

助外十四名×五十四郎君外一名紹介）（第五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟縣は甲種検定に関する金属度量器の生産地であるが、現行の度量衡法令では甲種検定は商工省に移送して受驗しなければならぬので、不利不便の点が少くない。ついでに同法令中の甲種検定の権限を地方廳に移譲されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、当局において研究中であるので、議院の会議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

商業委員長 堀川 恭平
衆議院議長松岡駒吉殿